

練馬区立学童クラブ・練馬区立ねりっこ学童クラブ 入会申請時に必要な書類について

- ① 入会申請書 児童一人につき1部提出してください
- ② 添付書類 保護者の状況により必要な書類が異なります



練馬こどもまつりキャラクター
レインボー

※ 必ず令和6年度入会用の様式をご使用ください。

保育園用の様式とは異なりますのでご注意ください。

※ 児童一人につき提出できる申請書は1部です。複数の学童クラブ(ねりっこ学童クラブ含む)に重複して申請することはできません。

※ 兄弟姉妹で申請をする場合、添付書類は一方の児童については写しで構いません。

※ 書類不備の場合、書類が全て揃った時点で受付完了となります。

練馬区ホームページから、入会申請書類等のダウンロードが可能です。



または



二次元コードを
読み取り！

(学童クラブ入会申請書類)

練馬区ホームページで検索

問い合わせ先

- ・学童クラブ
学童クラブ案内の学童クラブ一覧(26、27ページ)をご覧ください。
- ・練馬区子育て支援課 放課後対策第一係(ねりっこ学童クラブに関すること) 03-5984-1519
- ・練馬区子育て支援課 放課後対策第二係 03-5984-1078
- ・練馬区子育て支援課 児童館係 03-5984-5827

添付書類について

保護者の状況により必要な書類が異なります。以下の該当するページをご確認の上、必要な書類を提出してください。

1 就労 . . . 2ページ

- (1) 雇用されている場合（会社員など）
- (2) 会社経営または自営の場合

2 就学または技能訓練 . . . 4ページ

3 疾病 . . . 5ページ

- (1) 入院（疾病により入院中の場合）
- (2) 居宅内療養（病気により居宅内での療養が必要な場合。精神性・感染性の病気を含む）

4 障害 . . . 5ページ

5 看護・付き添い . . . 5ページ

6 出産 . . . 6ページ

7 その他 . . . 6ページ

- (1) 災害（火災等による家屋の損傷その他災害復旧にあたっている場合）
- (2) 内定（就労・就学が内定している場合）
- (3) その他（明らかに保育を必要とすると認められる場合）

8 こんな場合には ※ 必ずご覧ください . . . 7ページ

- (1) 就労日・就労時間が不規則な場合
- (2) 就労場所が居宅と居宅外の時がある場合
- (3) 祖父母が同居または近隣（区基準による実測で500メートル以内）に居住している場合
- (4) 離婚を前提とした別居状態にある場合（離婚調停中など）
- (5) 事実婚・内縁・結婚予定で同居の場合
- (6) 入会希望日までに転居の予定がある場合

9 記入見本 . . . 9ページ

・入会申請書

※その他添付書類の記入見本は保護者の状況に合わせてお渡しします

1 就労

- ※ 入会希望日（一次～三次申請など、令和6年3月31日までに申請する場合は、令和6年4月1日時点）以降の保育を必要とする状況を証明する書類が必要です。
- ※ 就労証明書を就労先に無断で作成または内容の改変等を行った場合、有印私文書偽造罪等の罪に問われることがあります。

(1) 雇用されている場合（会社員など）

1	就労証明書	第2号様式（雇用主による証明）（発行日から3か月以内のもの） ※令和6年度の様式を使用してください。
2	雇用主が作成した直近のローテーション表・勤務実績表の写し	以下に該当する場合に必要です。 ・就労日・就労時間が不規則な場合→【7ページ 8（1）参照】 （例）シフト制、変形労働制、フレックスタイム制、裁量労働制など ・就労場所が居宅と居宅外の時がある場合→【7ページ 8（2）参照】
3	通勤・通学等の経路	居宅と就労場所が同一所在地の場合は不要 ※勤務先が日によって異なる場合の記載方法はお問い合わせください。

- ① **派遣契約等による就労で、就労証明書の契約満了日が令和6年(2024年)3月31日以前の場合**
一次から三次申請では、就労証明書に記載されている契約満了日が「入会申請書提出日から令和6年(2024年)3月31日までの間の日付」であっても、申請することができます。ただし、就労証明書と同じ内容の雇用が令和6年(2024年)4月1日以降も継続することが要件となるため、就労証明書の契約更新の有無に「1有」の記載が必要です。なお、入会承認期間は1か月です。

② **新規に就労が内定している場合**

練馬区立学童クラブ・ねりっこ学童クラブ用の就労証明書が発行される場合や、内定通知等で就労証明書と同等の内容が確認できる場合は「就労」として審査します。就労証明書が発行されず、内定通知等でも就労形態が確認できない場合は、「内定」として審査します（内定の必要書類は6ページ参照）。「就労」と「内定」では入会選考時の基準指数が異なりますので、学童クラブ案内10ページをご確認ください。なお、入会承認期間はどちらの場合も1か月です。

③ **育児休業から復職予定の場合**

令和6年4月1日以前に申請する場合は、令和6年4月1日時点（慣れ保育を利用する場合は令和6年4月30日まで）に復職していることが入会の条件になります。詳しくは別紙「育児休業中に学童クラブ入会申請をする方へ」を必ずご確認ください。

④ **単身赴任の場合**

単身赴任中の保護者の就労証明書も必要となります（就労証明書の単身赴任「2有」の記載と赴任期間の記載が必要です）。「通勤・通学等の経路」の提出は不要です。

(2) 会社経営または自営の場合

1	就労証明書	第2号様式(自署または業務契約先等による証明)(発行日から3か月以内のもの) ※令和6年度の様式を使用してください。
2	以下の3点が確認できる公的な書類 (1) 事業を実施していること (2) 事業を実施しているのが保護者本人であること (3) 職場(事務所等)の住所	<p>業務契約先等、第三者が発行した就労証明書を提出できる場合は不要。</p> <p>(公的な書類の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近の確定申告書(会社経営等の場合は法人税の確定申告書)の写し <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「第1表」・「第2表」をご提出ください(法人税の確定申告書の場合は「別表1」)。 ➢ 税務署の收受印の押印または電子申告時の受付番号が付番されていることが必要です。確定申告書に受付番号が付番されていない場合は、確定申告書の写しのほか、e-Tax ホームページの受付システムにログインし、「メール詳細」の画面(受付番号、受付日時等が記載されているもの)を印刷してお持ちください。 ➢ 居宅と異なる場所で就労しているにもかかわらず、確定申告書に記載の住所が居宅となっている場合は、職場の住所が記載されている確定申告書別紙の収支内訳書、事務所の賃貸借契約書の写し等、職場住所がわかる書類をご提出ください。 ・現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 証明日が直近3ヶ月以内のもの ・営業許可書の写し <ul style="list-style-type: none"> ➢ 申請日時時点で許可の効力の期間が切れていないもの ・令和5年度特別区民税・都民税納税通知書 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「営業所得」または「農業所得」が記載されているもの ・令和5年度特別区民税・都民税課税証明書 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「営業所得」または「農業所得」が記載されているもの <p>※公的な書類1点で(1)~(3)全てを確認できない場合は別途添付資料が必要になります。公的な書類がない場合や提出書類が不明な場合はお問い合わせください。</p>
3	直近のローテーション表・勤務実績表の写し	<p>以下に該当する場合に必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労日・就労時間が不規則な場合→【7ページ 8(1)参照】 (例) シフト制、変形労働制、フレックスタイム制、裁量労働制など ・就労場所が居宅と居宅外の時がある場合→【7ページ 8(2)参照】
4	通勤・通学等の経路	居宅と就労場所が同一所在地の場合は不要 ※勤務先が日によって異なる場合の記載方法はお問い合わせください。

父母ふたりともその仕事に従事している場合

会社経営者または自営の代表者は、自署した就労証明書に確定申告書等の営業の事実が確認できる書類を添付してください。代表以外の方は、当該代表者が証明する就労証明書を添付してください。

2 就学または技能訓練

学校教育法に定める学校等または職業訓練施設に通っている場合

※ 入会希望日（一次～三次申請など、令和6年3月31日までに申請する場合は、令和6年4月1日時点）以降の保育を必要とする状況を証明する書類が必要です。

1	申立書	第3号様式（自署）
2	在学証明書または学生証 ※入学予定の場合は入学許可書	在学期間の記載があるもの
3	時間割表	新年度の授業のカリキュラム表など（原則、就学先が発行するもの）
4	直近4週間の実績表	放課後保育を必要とする日・時間が不規則な場合に必要
5	通勤・通学等の経路	居宅で授業を受けている場合は不要

① 在学証明書などに記載されている在学期間が令和6年3月31日以前の場合

学生証等の内容により翌年度も就学予定と判断できる場合、就学として審査します。
なお、入会承認期間は1か月です。

② 新年度の時間割表が提出できない場合

入会申請時点での時間割表を提出してください。なお、入会承認期間は1か月です。

③ 新規に就学を予定している場合

入学許可書、時間割表（パンフレット等の写しでも可）の提出があった場合のみ、「就学」として審査します。入学許可書が発行されない場合は、「内定」として審査します（内定の必要書類は6ページ参照）。「就学」と「内定」では入会選考時の基準指数が異なりますので、学童クラブ案内10ページをご確認ください。なお、入会承認期間はどちらの場合も1か月です。

④ オンラインで授業を受けている場合

授業時間が就学先で決められており、学童クラブの開設時間内（以下①②の時間帯）に授業時間がかかる場合のみ、「就学」として受け付けます。授業時間を自由に決められる場合は申請できません。

- ① 月曜日から金曜日の午後3時から午後6時まで
- ② 土曜日の午前9時から午後5時まで



3 疾病

※ 入会希望日（一次～三次申請など、令和6年3月31日までに申請する場合は、令和6年4月1日時点）以降の保育を必要とする状況を証明する書類が必要です。

(1) 入院（疾病により入院中の場合）

1	申立書	第3号様式（自署）
2	診断書	入院期間の記載のあるもの（発行日から3か月以内のもの）

(2) 居宅内療養（病気により居宅内での療養が必要な場合。精神性・感染性の病気を含む）

1	申立書	第3号様式（自署）
2	診断書	家庭で保育できない旨と、療養期間の記載のあるもの（発行日から3か月以内のもの）
3	保育できない状況の説明	診断書から保育できない状況が確認できない場合に必要 疾病により保育できない状況の説明を記載する（便せんなどでも可）

※ 入会承認期間は、診断書に記載された入院・療養等の期間です。
ただし、期間の記載がない場合は、承認の日から6か月間です。

4 障害

身体障害者手帳4級または愛の手帳4度以上に相当する場合、精神障害者保健福祉手帳のある場合

※ 入会希望日（一次～三次申請など、令和6年3月31日までに申請する場合は、令和6年4月1日時点）以降の保育を必要とする状況を証明する書類が必要です。

1	申立書	第3号様式（自署）
2	各種手帳の写し	身体障害者手帳 愛の手帳 精神障害者保健福祉手帳（期間の記載があるもの）
3	保育できない状況の説明	障害により保育できない状況の説明を記載する（便せんなどでも可）

5 看護・付き添い

入院等による付き添いをする必要がある場合や、居宅で常時看護・介護をする必要がある場合

※ 入会希望日（一次～三次申請など、令和6年3月31日までに申請する場合は、令和6年4月1日時点）以降の保育を必要とする状況を証明する書類が必要です。

1	申立書	第3号様式（自署）
2	診断書等	看護対象者の診断書 （発行日から3か月以内のもので、看護の必要性と看護期間の記載があるもの） 介護保険被保険者証の写し（要介護状態区分、有効期間が確認でき、 被保険者番号を塗り消した もの）など ※ 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳は、診断書等に該当しません。
3	保育できない状況の説明	看護等により保育できない状況の説明を記載する（便せんなどでも可）
4	通勤・通学等の経路	居宅で看護をしている場合は不要

※ 入会承認期間は、診断書に記載された入院・療養等の期間です。
ただし、期間の記載がない場合は承認の日から6か月間です。

6 出産

出産前後に保育を必要とする場合

※ 入会希望日（一次～三次申請など、令和6年3月31日までに申請する場合は、令和6年4月1日時点）以降の保育を必要とする状況を証明する書類が必要です。

1	申立書	第3号様式（自署）
2	母子健康手帳の写し	母の氏名、分娩予定日の記載のあるもの

※ 入会承認期間は産前産後16週間です（産前8週、産後10週を限度とする）。
多児妊娠の場合は産前産後を通じて24週間です（産前14週、産後10週を限度とする）。
出産日は産前に含み、産後は出産日の翌日から起算します。

7 その他

※ 入会希望日（一次～三次申請など、令和6年3月31日までに申請する場合は、令和6年4月1日時点）以降の保育を必要とする状況を証明する書類が必要です。

（1）災害（火災等による家屋の損傷その他災害復旧にあたっている場合）

1	申立書	第3号様式（自署）
2	罹災証明書の写し等	罹災されたことを証明する書類を何もお持ちでない場合は、子育て支援課放課後対策第一係までご相談ください。
3	保育できない状況の説明	罹災等により保育できない状況の説明を記載する（便せんなどでも可）

（2）内定（就労・就学が内定している場合）

1	申立書	第3号様式（自署）
2	内定通知等	採用内定通知、合格通知など、就労・就学が予定されることがわかるもの
3	通勤・通学等の経路	居宅と事務所が同一所在地の場合は不要 ※勤務先が日によって異なる場合の記載方法はお問い合わせください。

※入会承認期間は1か月です。

※入会される日には、就労・就学していることが必要です。

（3）その他（明らかに保育を必要とすると認められる場合）

1	申立書	第3号様式（自署）
2	公的機関の証明	保育できない状況が確認できるもの
3	保育できない状況の説明	保育できない状況の説明を記載する（便せんなどでも可）

8 こんな場合には

(1) 就労日・就労時間が不規則な場合

シフト制、変形労働制、フレックスタイム制、裁量労働制など勤務日・勤務時間が不規則な場合には、雇用主が作成する直近(※)のローテーション表や勤務実績表の写しをご提出ください。

雇用主が作成していない等の理由でローテーション表等の写しが提出できない場合には、「直近4週間の実績表」に必要事項を記載し、就労証明書に添付してください。

※「直近」の範囲は以下の通りです。

一次申請	令和5年9月1日～令和5年12月31日の期間内での連続した4週間
二次申請以降	申請日の月より前2か月+申請日の月+申請日の月の後1か月の期間内での連続した4週間 例) 令和6年6月に申請をする場合→令和6年4月～7月の期間内での連続した4週間



- ・保育を必要とする日数が「20日未満」の場合と「20日以上」の場合で基準指数が異なります。
- ・ローテーション表等で、4週間の勤務日数・勤務時間を確認します。就労証明書の「就労日数」と差異がある場合、証明者等に確認し、20日以上と判断できないことがあります。

(2) 就労場所が居宅と居宅外の時がある場合

「直近4週間の実績表」に直近(※)の主な就労場所を記載し、就労証明書に添付して提出してください。就労場所を確認し、居宅外で働いている日数によって以下の区分で判定します。

※「直近」の範囲は「(1) 就労日・就労時間が不規則な場合」と同様です。

居宅外	居宅外での就労が、4週間のうち8日以上(日曜日を除く)
居宅内	居宅外での就労が、4週間のうち8日未満(日曜日を除く)

※居宅と同一建物内または同一敷地内の就労場所は「居宅」とみなします。

※居宅と職場(事務所等)が同一所在地でも、実際の就労場所が異なる場合は居宅外とみなします。

週5日勤務のうち
週2日出社・週3日
在宅のAさんは
「居宅外」



週5日勤務のうち
毎日在宅勤務のB
さんは「居宅内」

(3) 祖父母が同居または近隣（区基準による実測で500メートル以内）に居住している場合

祖父母1名につき、-0.5の調整指数が適用されます。ただし、以下2点のいずれかに該当し、必要書類を提出した場合は、マイナスの調整指数は適用されません。

① 年齢が70歳以上（令和6年4月1日現在）の場合

※生年月日が昭和29年4月1日以前の方

年齢が確認できる書類（健康保険証、介護保険証、個人番号カード等）の写しを提出してください。

「被保険者等記号・番号等」は塗り消してください。マイナンバーカードの場合は、マイナンバーが記載されていない表面の写しのみご提出ください。



② 年齢が70歳未満（令和6年4月1日現在）の場合

※生年月日が昭和29年4月2日以降の方

就労・疾病等の理由により、放課後、児童の保育にあたれない場合には、父母と同様に就労証明書等の保育を必要とすることを証明する書類を提出してください。この場合の提出書類については、本紙「入会申請時に必要な書類について」の該当ページをご覧ください。

(4) 離婚を前提とした別居状態にある場合（離婚調停中など）

離婚後の保護者となる方の保育を必要とすることを証明する書類のみで申請できます。入会申請書の父母の状況欄は「該当者なし」に○印をつけ、別紙「保育できない状況の説明」にその旨記入してください。

(5) 事実婚・内縁・結婚予定で同居の場合

保護者だけでなく、相手の方が保育を必要とすることを証明する添付書類も必要となります。

(6) 入会希望日までに転居の予定がある場合

① 練馬区外から練馬区に転入予定の場合

練馬区内への転入と住所を確認できる「住宅賃貸借契約書」または「住宅売買契約書」等の写しを提出してください。なお、金額等については塗り消して構いません。

② 練馬区内での転居の場合

転居に関する添付書類は不要です。



9 記入見本

令和6年度の学童クラブ入会を申請します。
 入会審査(ねりっこ学童クラブを含む)にあたり必要とする、区が保有する...
 申請書を提出する日を記載してください。

原則として小学校に対応した学童クラブで受入を行っています。「学童クラブ案内」を確認のうえ、申請先をご記入ください。
 ※太線の枠内に記入してください

「心身に障害のある児童」に限り下欄に第2希望、第3希望を記入してください。

申請元 学童クラブ名	●●●●●●●●●● 学童クラブ		第2希望	学童クラブ	
児童氏名	フリガナ ネリマ イチロウ 練馬 一郎 (平成 ●●年 ●●月 ●●日生)		第3希望	第2、第3希望は「心身に障害のある児童」として申請する場合のみ、ご記入いただけます。通える範囲の施設をご記入ください。	
小学校名・学年	(令和6年4月から) 練馬区立 ●●● 小学校 (新) ● 年生				
学級	<input checked="" type="checkbox"/> 普通学級 <input type="checkbox"/> 特別支援教室 <input type="checkbox"/> 特別支援学級(通級)【 小学校】 <input type="checkbox"/> 特別支援学級(固定学級) <input type="checkbox"/> 未定		特別支援学校および特別支援学級(固定学級)に入学予定または在籍している場合は、「心身に障害のある児童」としての申請になります。		
保護者氏名	フリガナ ネリマ タロウ 練馬 太郎				
住所	マンション名・方書きにもフリガナをお願いします。 郵便番号 〒 176-0012 フリガナ トヨタマキタ 練馬区 豊玉北6-12-1				
電話番号	自宅 (●●●●) ●●●●		携帯(父・母) ●●●●(●●●●)●●●●		
父母の状況	父		母		
父母の氏名	フリガナ ネリマ タロウ 練馬 太郎		フリガナ ネリマ ハナコ 練馬 花子		
同居・別居	別居の場合は住所を記入してください。 <input checked="" type="checkbox"/> 同居・別居() <input checked="" type="checkbox"/> 同居・別居()				
保育を必要とする理由	該当する理由を選んで○印をつけてください。 ・該当者なし ・単身赴任 ・就労 ・就学・技能訓練 ・疾病 ・心身障害 ・看護・付添い ・災害 ・内定 ・その他 ・出産 ・災害 ・内定 ・その他 ・看護・付添い				

[練馬区記入欄](この下には記入しないでください)

特記事項	該当する理由をひとつ選び、必ず○をつけてください。	点検欄	受付学童クラブ	
			所長	

受付年月日	令和 年 月 日	受付	学童クラブ	担当				
児童の状況	心身に障害のある児童としての申請	無・有 (1 ・ 2 ・ 3)						
	日常的な医療行為について	無・有 (看護師による医療的ケアが必要・児童自身で医療行為を実施)						
基準指数コード	父親		母親	調整指数コード	滞納指数コード			
基準指数	父親		母親	調整指数(学年・その他)	滞納	入会指数		
内訳	学	1年	2年	4年	5年	6年	障害・看医ケア	その他
	年	+2	+1	-1	-2	-3	+2	

入会希望児童の状況

児童氏名 フリガナ ネリマ イチロウ
練馬 一郎

通っていた保育園・幼稚園 ●●●● **保育園・幼稚園**

アレルギー・既往症・持病 特に配慮が必要なアレルギーや既往症、持病についてご記入ください。
 「有」の場合は、アレルギーや症状等を具体的にご記入いただき、申請の際にご相談ください。
 無・**有** (具体的に: たまご・乳製品により湿疹が発生する)

服薬状況 定期的に飲んでいる薬についてご記入ください。
 ※学童クラブ・ねりっこ学童クラブ案内P9参照
 無・**有** (具体的に:)
 学童クラブ案内9ページをお読みください。
 「有」の場合は、薬の服薬状況を具体的にご記入ください。

日常的な医療行為について 日常的な医療行為を要する児童として申請される場合は、該当する番号、項目に○印をしてください。
 無・**有**
 ※学童クラブ・ねりっこ学童クラブ案内P24参照
 ① 看護師による医療的ケアが必要 (導尿・経管栄養・たん吸引・血糖値測定およびインシュリン注射)
 ② 児童自身で医療行為を実施 (導尿・経管栄養)
 学童クラブ案内23ページをお読みください。
 看護師による医療的ケアが必要な場合や、児童自身で医療行為を行う場合は、申請の際にご相談ください。

心身に障害のある児童としての申請 心身に障害のある児童として申請される場合は、該当する項目に○印をしてください。
 無・**有**
 ※学童クラブ・ねりっこ学童クラブ案内P22参照
 ① 身体障害者手帳、愛の手帳の交付を受けている児童 (手帳の写しを提出してください。)
 ② 特別支援学校および特別支援学級に入学予定または在籍している児童
 ③ 医師、児童相談所、こども発達支援センター等公的機関の意見等により、1と同等の障害を有していると認められる児童のうち、障害児としての入会を希望する児童 (公的機関の意見書等を提出してください。)

情報連携への同意 日常的な医療行為を要する児童または心身に障害のある児童として申請される場合は、内容をご確認のうえチェックをしてください。
 児童の心身の实情に応じた適切な保育を行うために、学校・保育園等関係機関と情報連携を行うことに同意します。

児童の出席予定日数 出席予定日数をご記入ください。
 ※学童クラブ・ねりっこ学童クラブ案内P10参照
 1週間あたり 5 日 × 4週 = 20 日
 内容をご確認のうえ、チェックボックスにチェックを入れてください。
 学童クラブ案内21ページをお読みください。
 心身に障害のある児童として申請される場合は、ご相談ください。「有」を選択した場合は、併せて1~3の該当する番号を選択してください。要件により、追加でご提出いただく書類があります。

兄弟姉妹 兄弟姉妹の状況を記入してください。

氏名・年齢(令和6年4月1日現在)	学校・保育園・幼稚園(令和6年4月から)	学童クラブ申請状況
<u>練馬 二郎</u> (● 歳)(新)	●●●● 学校・ <u>保育園</u> ・幼稚園	年 学童クラブに申請
(歳)(新)	学校・保育園・幼稚園	年 学童クラブに申請
(歳)(新)	学校・保育園・幼稚園	年 学童クラブに申請

祖父母の状況 児童の居宅から実測(区基準)で500mをこえる住所地に居住する祖父母は、入会指数の判定において、同居・近隣の祖父母にはカウントしません。

氏名・年齢(令和6年4月1日現在)	住所	欄	年齢
(歳) <u>該当者なし</u> ・同居・別居()			
<u>練馬 梅</u> (62 歳) <u>該当者なし</u> ・同居・別居(<u>神奈川県●●市</u>)			
<u>大泉 定吉</u> (64 歳) <u>該当者なし</u> ・同居・別居()	(株)●●●●会社		
<u>大泉 留</u> (66 歳) <u>該当者なし</u> ・同居・別居()			

※児童の居宅から実測(区基準)で500m以内に居住する祖父母で70歳以上(令和6年4月1日現在)の場合には、入会指数の判定において、年齢が確認できる書類(健康保険証、介護保険証等)の写しを提出してください。書類が提出された場合は、同居・近隣の祖父母にはカウントしません。

① 児童の居宅から実測(区基準)で500m以内に居住する祖父母で70歳未満(令和6年4月1日現在)の場合でも、入会指数の判定において、父母と同様に、保育を必要とすることを証明する書類(この場合は就労証明書)が提出された場合は、同居・近隣の祖父母にはカウントしません。